

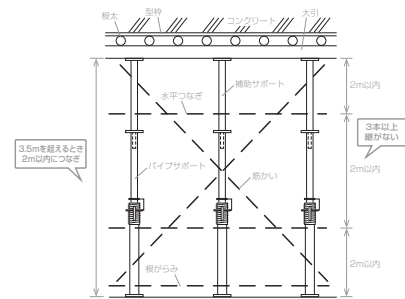
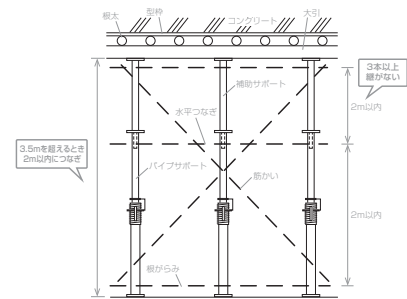
「たかが足場だから足場 仮設機材災害防止法令集」

誤記に関するお詫びと訂正

日頃より「たかが足場だから足場 仮設機材災害防止法令集」をご活用いただき、誠にありがとうございます。

以下の通り、内容に一部誤りがございました。内容を訂正および追記すると共に、ご迷惑をおかけいたしましたことを、お詫び申し上げます。

お手数をおかけいたしますが、本正誤表及び訂正シールをご確認の上、引き続きご活用いただきますようお願い申し上げます。

頁	訂正箇所	誤	正
133	4 各種各足場毎の分類 7 脚立・脚立足場・作業台 則第528条（脚立）	仮設工業会では、踏み木の幅は5センチ以上であること、天板及び踏み面は滑り止め機能を有していること 踏み木の間隔は、垂直距離で <u>35センチ以下</u> の等間隔であることなどが定められています。	仮設工業会では、踏み木の幅は5センチ以上であること、天板及び踏み面は滑り止め機能を有していること 踏み木の間隔は、垂直距離で <u>40センチ以下</u> の等間隔であることなどが定められています。
145	5 通路・架設通路 則第552条（架設通路）	2 勾配は、30度以下とすること。	2 勾配は、30度以下とすること。 <u>ただし、階段を設けたもの又は高さが2メートル未満で丈夫な手掛を設けたものはこの限りでない。</u>
156	8 型枠支保工 則第242条（型枠支保工についての措置等）		
172	9 点検 1 足場点検 [事業者]	解釈例規 ■平成21年3月11日 基発第311001号	解釈例規 ■平成21年3月11日 基発第0311001号
209	10 教育と資格 4 機械設置届関係	※例4 地上からの高さが3mのつり足場や張出し足場は、組立てから解体までの期間が1か月であっても計画届を要する。	※例4 地上からの高さに関わらず、つり足場や張出し足場で組立てから解体までの期間が60日以上であるものは計画届を要する。